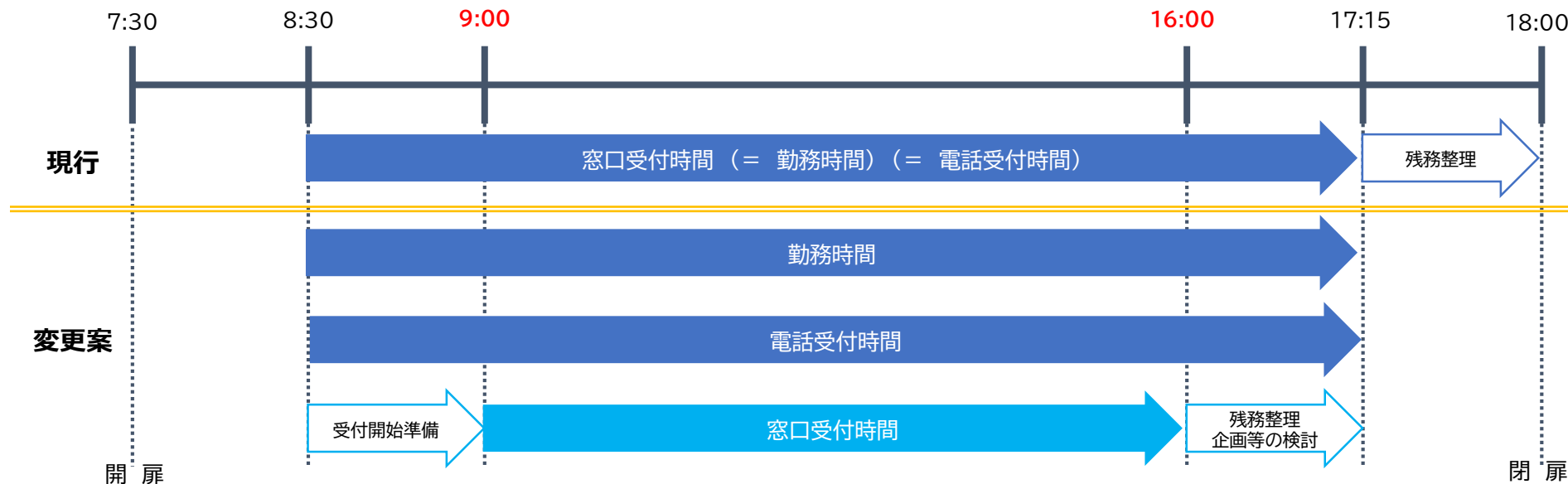
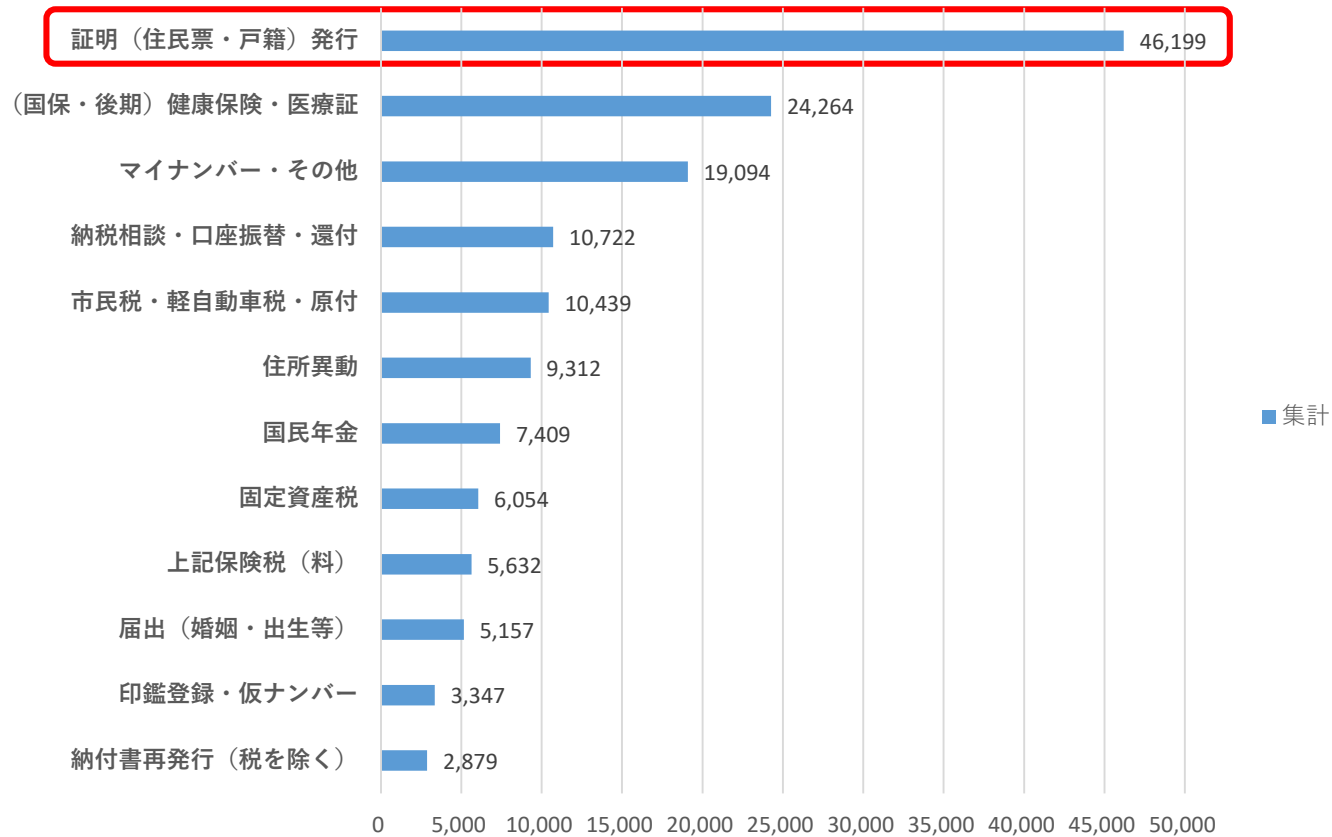


○ 窓口受付時間短縮の取組み



| 項目 | 方針 | 備考 |
|------------|--|-----------------------|
| 試行開始時期 | 令和8年10月1日 | |
| 窓口受付時間 | 9時～16時 | |
| 対象窓口 | 本庁と支所窓口にて実施する | ・その他の出先機関では実施しない |
| 電話対応 | 8時30分～17時15分まで（勤務時間中）は受付ける | |
| 庁舎の施錠 | 施錠はせず、庁舎入口から窓口までの間に、パーティション等を設置する | ・備品は新たに購入せず、既存の物を活用する |
| 受付時間終了後の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間までの来庁者については受付対応する（従来どおり） ・パーティションの間を通り、正面玄関からの退庁可能 | |
| 木曜延長窓口 | 継続実施とする（毎週木曜日16時～19時） | ・（現在）毎週木曜日17時15分～19時 |

業務別受付件数 (2024年度)

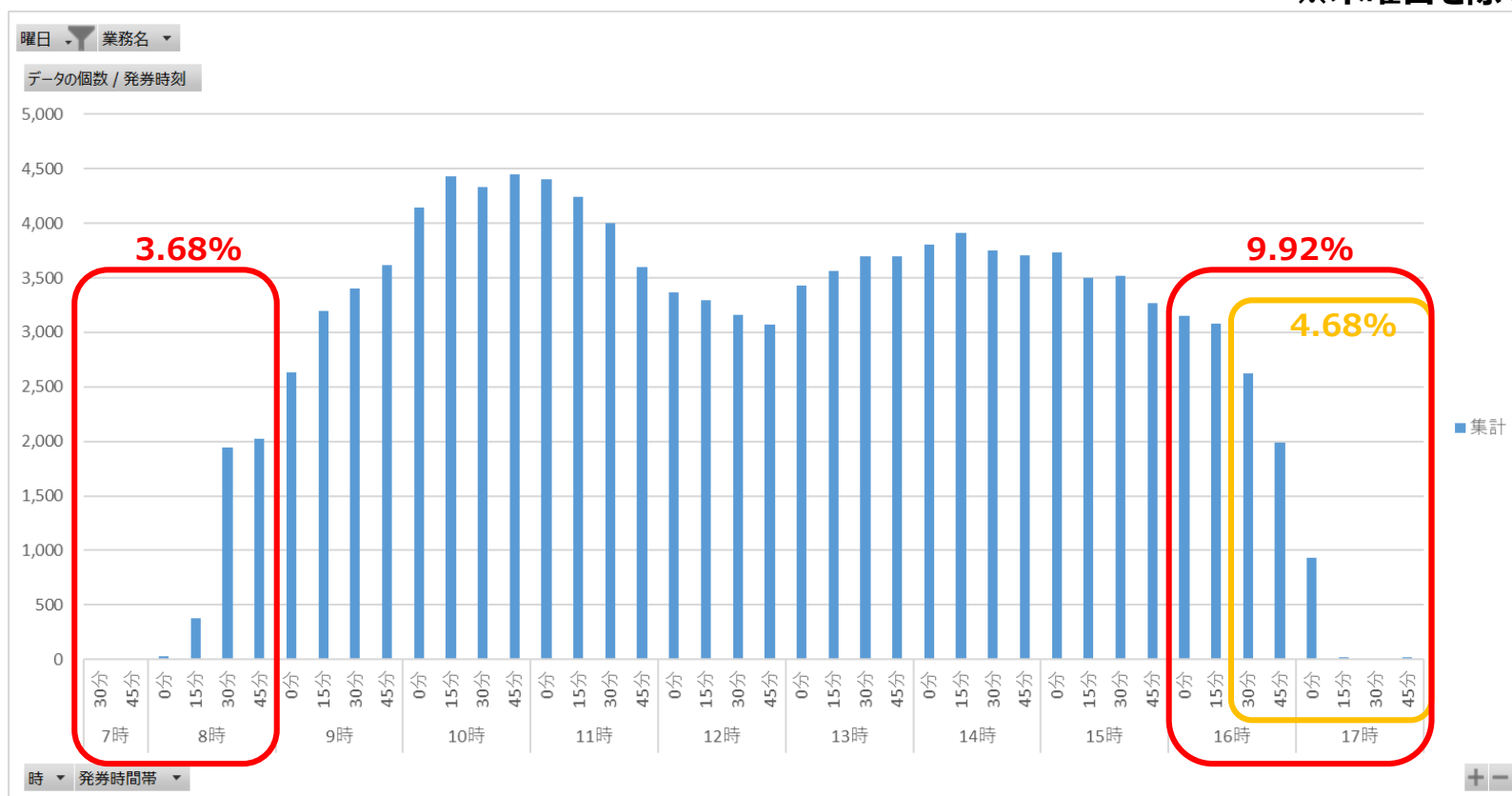


(窓口呼出システム抽出データ)

- ・証明(住民票・戸籍)発行業務の受付件数が最も多い。
- ・証明(住民票・戸籍)発行の利用者をコンビニ交付へ誘導できれば、受付件数減少に一定の効果が見込まれる。

時間別受付件数 (2024年度)

※木曜日を除く



(窓口呼出システム抽出データ)

- ・2024年度の受付件数（木曜日を除く）は、119,094件。そのうち、9時前と16時以降の件数は16,195件であり、全体の13.60%となっている。（窓口呼出システム抽出データより）
- ・9時前および16時以降の受付割合が低下する、または受付件数が減少することで、窓口受付時間短縮の市民への影響を抑えることができる。